

協 定 書

山形県(以下「甲」という。)と 株式会社ヤマザワ (以下「乙」という。)は、乙が管理する別紙の車いす使用者用駐車施設(以下「身体障がい者等用駐車施設」という。)の適正利用を図るため、次のとおり協定を締結する。

(甲及び乙の役割)

第1条 甲は、乙が管理する身体障がい者等用駐車施設を利用できる者に対し、身体障がい者等用駐車施設利用証(以下「利用証」という。)を交付する。

2 乙は、身体障がい者等用駐車施設の適正利用に努めるものとし、第2条に掲げる事項について協力する。

(乙の協力)

第2条 乙は、身体障がい者等用駐車施設に利用証を表示していない車両が駐車しないよう適切に指導するものとする。

2 乙は、身体障がい者等用駐車施設は利用証を表示していない車両は駐車できない旨の案内表示看板を設置するものとする。

3 乙は、身体障がい者等用駐車施設の利用状況を把握し、駐車スペースの確保に努めるものとする。

(周知)

第3条 甲及び乙は、身体障がい者等用駐車施設の適正利用について、周知に努めるものとする。

(疑義の解決)

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本協定書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、その1通を保有する。

平成19年6月12日

甲 山形市松波二丁目8番1号

山形県知事



乙 山形市あこや町三丁目8番9号

株式会社ヤマザワ

代表取締役



別紙

協定を締結する身体障がい者等用駐車施設

No.	施設名	駐車施設数	施設所在地
1	ヤマザワ北町店	3	山形市桧町 4-4-21
2	ヤマザワ松見町店	2	山形市松見町 21-10
3	ヤマザワ成沢店	4	山形市成沢西 5-3-2
4	ヤマザワ白山店	2	山形市白山 2-1-28
5	ヤマザワバイパス店	1	山形市上山家町字下宿 760-1
6	ヤマザワ上山店	2	上山市南町 3-37
7	ヤマザワ新庄店	2	新庄市金沢字大道上 2033-4
8	ヤマザワ尾花沢店	3	尾花沢市大字尾花沢字下新田 1403-5
9	ヤマザワ村山店	6	村山市楯岡新町 3-30-28
10	ヤマザワ寒河江プラザ店	2	寒河江市大字寒河江字横道 65-1
11	ヤマザワ寒河江西店	2	寒河江市中郷字角田 1600 番
12	ヤマザワ天童北店	2	天童市乱川 4-1-1
13	ヤマザワ天童西店	1	天童市南小畑 4-11-33
14	ヤマザワ天童中央店	2	天童市東本町 1-16-29
15	ヤマザワ南陽店	6	南陽市郡山 578
16	ヤマザワ長井店	2	長井市館町南 11-3
17	ヤマザワ堀川町店	1	米沢市堀川町 4-61
18	ヤマザワ花沢町店	2	米沢市花沢町 2710 - 1
19	ヤマザワ相生町店	3	米沢市相生町 7 番 58-14 号
20	ヤマザワ東大町店	2	酒田市東大町 3-36-3
21	ヤマザワ旭新町店	2	酒田市旭新町 16-1
22	ヤマザワ山居町	1	酒田市山居町 2-5-5
23	ヤマザワ余目店	6	東田川郡庄内町余目字滑石 38-1
24	ヤマザワ鶴岡店	2	鶴岡市大字布目字中通 205 番の 1
25	ヤマザワ鶴岡宝田店	1	鶴岡市宝田 2-10-45
26	ヤマザワくしびき店	3	鶴岡市丸岡字鳥飼 121-2
	以下余白		

(注1)「駐車施設数」の欄は、福祉のまちづくり条例に基づき整備された「車いす使用者用駐車施設」の数(駐車台数)